

排水基準（抜粋）

別表第一

有害物質の種類	許容限度			
カドミウム及びその化合物	1 lにつき	カドミウム	0.1	mg
シアン化合物	1 lにつき	シアン	1	mg
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る）	1 lにつき		1	mg
鉛及びその化合物	1 lにつき	鉛	0.1	mg
六価クロム化合物	1 lにつき	六価クロム	0.5	mg
ひ素及びその化合物	1 lにつき	ひ素	0.1	mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 lにつき	水銀	0.005	mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと（定量限界を下回ること）			
ポリ塩化ビフェニル	1 lにつき		0.003	mg
トリクロロエチレン	1 lにつき		0.3	mg
テトラクロロエチレン	1 lにつき		0.1	mg
ジクロロメタン	1 lにつき		0.2	mg
四塩化炭素	1 lにつき		0.02	mg
1, 2-ジクロロエタン	1 lにつき		0.04	mg
1, 1-ジクロロエチレン	1 lにつき		0.2	mg
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 lにつき		0.4	mg
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 lにつき		3	mg
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 lにつき		0.06	mg
1, 3-ジクロロプロペン	1 lにつき		0.02	mg
チウラム	1 lにつき		0.06	mg
シマジン	1 lにつき		0.03	mg
チオベンカルブ	1 lにつき		0.2	mg
ベンゼン	1 lにつき		0.1	mg
セレン及びその化合物	1 lにつき	セレン	0.1	mg
ほう素及びその化合物	1 lにつき（海域）	ほう素	230	mg
	（海域以外）	ほう素	10	mg
ふっ素及びその化合物	1 lにつき（海域）	ふっ素	15	mg
	（海域以外）	ふっ素	8	mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 lにつき	アンモニア性窒素×0.4、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の合計量	100	mg

別表第二

項目	許容限度	
水素イオン濃度（水素指数）	（海域）	5.0 以上 9.0 以下
	（海域以外）	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/l	（日間平均 120 mg/l）
化学的酸素要求量	160 mg/l	（日間平均 120 mg/l）
浮遊物質	200 mg/l	（日間平均 150 mg/l）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/l	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/l	
フェノール類含有量	5 mg/l	
銅含有量	3 mg/l	
亜鉛含有量	2 mg/l	
溶解性鉄含有量	10 mg/l	
溶解性マンガン含有量	10 mg/l	
クロム含有量	2 mg/l	
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³	
窒素含有量	120 mg/l	（日間平均 60 mg/l）
燐含有量	16 mg/l	（日間平均 8 mg/l）